

# デジタル教科書のガイドライン公表！

## 制度化に向けて準備は着々と

旺文社 教育情報センター 2019年1月29日

2019年4月1日、「学校教育法等の一部を改正する法律」が施行される。これによって、必要に応じて「デジタル教科書」が紙の教科書に代えて使用可能になる。デジタル教科書の制度化は、官民一体となって進められている教育ICTの導入を強く後押しするだろう。

法律の公布を受けて、2018年12月27日、文部科学省は「学習者用デジタル教科書の効果的な活用の在り方等に関するガイドライン」を公表した。

### ●概要

「学習者用デジタル教科書の効果的な活用の在り方等に関するガイドライン」（以下、ガイドライン）は、学校・教育委員会等が学習者用デジタル教科書（以下、デジタル教科書）の導入を検討し、実際に使用する際に参考となるよう、効果的な活用の在り方や導入にあたっての留意点等についてまとめたもの。

また、デジタル教科書を「紙の教科書と同一の内容がデジタル化された教材であり、教科書発行者が作成するもの」と定義。そのため、動画やアニメーション等はデジタル教科書に該当せず、これまでのデジタル教材と同様に補助教材として扱われるが、デジタル教科書と他の学習者用デジタル教材を一体的に活用し、児童生徒の学習の充実を図ることも想定される、としている。

ガイドラインは、デジタル教科書の制度化について説明するとともに、効果的な活用の在り方、留意点について、具体例を挙げている。

### ・効果的な活用の在り方

効果的な活用の在り方については、以下のように項目分けされ、説明されている。

- (1) 新学習指導要領におけるICTの活用の在り方
- (2) 学習者用デジタル教科書・学習者用デジタル教材の主な学習方法等の例
- (3) 学習者用デジタル教科書の活用方法の例

(2) では、デジタル教科書ならではの学習方法や利点を次の3つの使用方法に分けて例示している。

#### ①学習者用コンピュータで使用

⇒ 拡大表示、書き込み、保存・表示などが可能

②他の学習者用デジタル教材と一体的に使用

⇒ 文章や図表等の抜き出し、動画・アニメーション等の使用などが可能

③他の ICT 機器等と一体的に使用

⇒ 大型掲示装置等に画面表示、ネットワーク環境を利用した書き込み内容等の共有などが可能

また、(3) では、(2) のような学習方法を用いて「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善や、特別な配慮を必要とする児童生徒等の学習上の困難の低減に役立てている先行事例があるとし、そうした活用例を学習場面別に紹介している。

①個別学習の場面

⇒ 試行錯誤、写真やイラストを細部まで見る、学習内容の習熟の程度に応じた学習

②グループ学習の場面

⇒ 自分の考えを見せ合い、共有・協働する

③一斉学習の場面

⇒ 前回授業や既習事項の振り返り、必要な情報のみを見せる、自分の考えを発表

④特別な配慮を必要とする児童生徒等の学習上の困難の低減

⇒ 教科書の内容へのアクセスを容易にする

⑤その他

⇒ 学習内容の理解を深めたり興味関心を高めたりする、教師の教材準備や黒板への板書の時間を削減して児童生徒に向き合う時間を増やす、児童生徒の学習の進捗・習熟の程度や学習の過程を把握

・留意点

デジタル教科書の使用にあたり留意すべき点については、

- (1) 学習者用デジタル教科書を使用した指導上の留意点
- (2) 学習者用デジタル教科書を使用する教職員の体制等の留意点
- (3) 児童生徒の健康に関する留意点
- (4) 特別な配慮を必要とする児童生徒等が使用する際の留意点
- (5) 学習者用デジタル教材についての留意点
- (6) ICT 環境についての留意点

といったように項目別に、デジタル教科書の使用は各学年の各教科等の授業時数の 2 分の 1 未満であることや、ICT 支援員の適切な配置等、サポート体制の整備を行うこと、コンピュータ画面との距離を 30cm 程度以上離すよう指導することなどが挙げられている。

ガイドラインでは、デジタル教科書は学習者用コンピュータをはじめ、他の ICT とともに活用されるものであるとし、すでに多くの蓄積がある ICT 環境整備に関する手引きや、ICT 活用に関する実践事例集などを必要に応じて活用することが望ましいとしている。なお、これらの資料については、ガイドラインと同時に公表された「関連資料（ICT の活用に関連する報告書・事例集等）」を参照したい。

## ●そもそも「学校教育法等の一部を改正する法律」とは

4 月から施行される「学校教育法等の一部を改正する法律」。そもそも今回のガイドラインはこの法律公布を踏まえて公表された。デジタル教科書を制度化するこの法律はいったい、どういうものなのだろうか。以下にその概要をまとめた。

### 趣旨

- ・教育の情報化に対応し、2020 年度から実施の新学習指導要領を踏まえた「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善
- ・障害等により教科書を使用して学習することが困難な児童生徒の学習上の支援

つまりデジタル教科書の導入は、教育の情報化への対応は当然として、趣旨は「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善と障害等のある児童生徒に対する支援、ということになる。ただし、あくまで紙の教科書との併用であり、無償給付の対象となるのは紙の教科書だ。

### 法律改正の概要

#### 1、学校教育法の一部改正

現在、小・中学校、高等学校等の授業では、紙の教科書を使用しなければならない（教科書の使用義務）。これを、

- ①小・中学校、高等学校等において、検定済教科書の内容を電磁的に記録した「デジタル教科書」がある場合には、教育課程の一部で、教科書の使用義務に関わらず、通常の紙の教科書に代えて「デジタル教科書」を使用できる
- ②特別支援学校や、工業高校など高等学校の専門教科等において、検定済教科書が無い場合等に使用する図書についても、①同様にその内容を電磁的に記録した教材を使用できるとする。

なお、①に関しては、視覚障害、発達障害等の事由により通常の紙の教科書を使用して学習することが困難な児童生徒に対しては、文字の拡大や音声読み上げ等により、その学習上の困難の程度を低減させる必要がある場合には、教育課程の全部において、通常の紙の教科書に代えて「デジタル教科書」を使用できることとしている。

#### ※検定済教科書・・・

学習指導要領を踏まえた検定基準に基づく検定に合格した図書が教科書として使用される

## 2、著作権法の一部改正

通常の紙の教科書と同様に、掲載された著作物を権利者の許諾を得ずに「デジタル教科書」に掲載し、必要な利用を行うことを認める。さらに、当該著作物の利用に係る補償金等の規定について整備する等の措置を構ずる。

## 3、文部科学省著作教科書の出版権等に関する法律の一部改正

民間による教科書の発行がなく文部科学省著作教科書が発行される場合に、その「デジタル教科書」についても、文部科学省著作教科書と同様に、文部科学大臣が出版権を設定できることとする等の措置を講ずる。

これら法律の一部改正等において、デジタル教科書制度化のための規定が整備された。ただし、ガイドラインでは、紙の教科書はこれまでどおり学校教育において重要な役割を果たしていく、としており、デジタル教科書の定義のひとつとして、紙の教科書と同一の内容であることを挙げている。あくまで、今回の改正が紙の教科書の位置づけを大きく揺るがすものではないことを強調している。

### ●これまでの流れ、これからの動き

2015年5月、「デジタル教科書」の位置付けに関する検討会議がはじまった。この会議は翌年11月の第10回まで開催され、12月に最終まとめが公表された。この会議や、2017年10月2日の初等中等教育分科会（第114回）での議論を踏まえて、紙の教科書を主として使用することとし、必要に応じてデジタル教科書を併用することが適当という方向性が示された。その後、2018年の通常国会にて「学校教育法等の一部を改正する法律案」が提出され、5月25日に成立。6月1日付で同法律が公布され、2019年4月1日より施行されることとなった。

また、2018年6月から12月まで、全4回の「デジタル教科書」の効果的な活用の在り方等に関するガイドライン検討会議を開催。そして12月27日、「学習者用デジタル教科書の効果的な活用の在り方等に関するガイドライン」公表に至ったところだ。

文部科学省はガイドラインのなかで、2018年度中に「学習者用デジタル教科書実践事例集」を作成予定、としている。事例集の公表をもって、万全の状態でも4月を迎えたいところだろう。

ただし、ガイドラインにはこうもある。

「この新たな学びのツールを効果的に活用するためには、教師のICT活用指導力の向上やICT環境整備に取り組む必要があるとともに、学習の目的を実現するための手段である学習者用デジタル教科書の使用自体が目的化することは避けなければならない」

新たなツールをただの流行りものにしないためにも、さまざまな組織・団体が一体となって、これを活かす工夫・努力をしていかなければならない。